

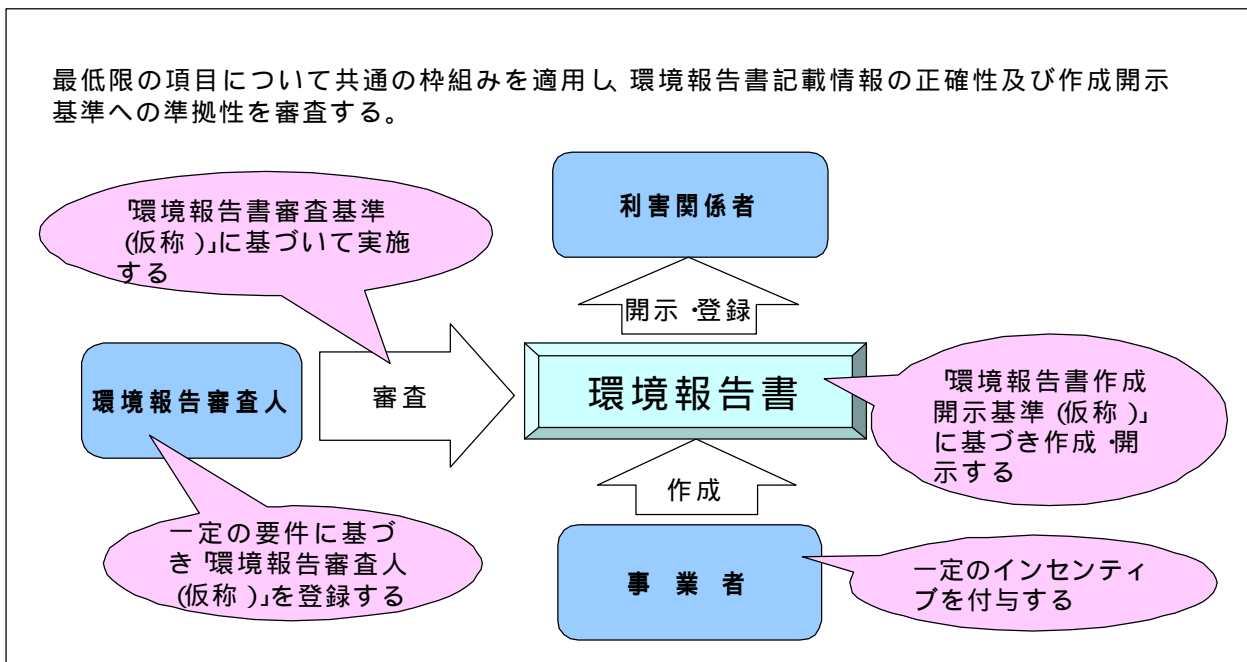
第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューについては、前章で取りまとめたように事業者の自主的な参加を前提として、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び作成開示基準への準拠性について、実行可能性にも考慮しつつ可能な限り厳密な審査を実施する仕組みを構築することが適当である。

この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準」(仮称。以下同じ。)に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを民間非営利団体に登録された「環境報告審査人」(仮称。以下同じ。)が、「環境報告書審査基準」(仮称。以下同じ。)に基づいて審査を実施した上で、共通基盤に沿った環境報告書として民間非営利団体に登録することとなる。

また、この仕組みにおいては、登録される環境報告書にロゴマークの使用を認める等、その参加に当たっての何らかのインセンティブを付与することが望ましいと考えられる。ただし、ロゴマーク等の使用の検討に当たっては、利害関係者が、当該事業者の環境保全への取組そのものが優れていると誤解しないよう配慮することが必要である。

図4 審査・登録の仕組みの対象とする部分(「審査」タイプの第三者レビュー)



1．共通の基盤としての環境報告書作成開示基準

環境報告書の開示基準は、全ての事業者に通ずる最低限記載すべき情報の項目や範囲を明確にし、作成基準は環境パフォーマンス情報の測定方法等を明確にするものである。

記載すべき情報の項目は、事業者の環境経営の状況、環境負荷の状況の全体像が把握できる情報であり、例えば環境省の環境報告書ガイドライン⁶の項目を例に取れば「環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括」、「環境に関する規制遵守の状況」及び「環境負荷の低減に向けた取組の状況」等が考えられる。

環境パフォーマンス情報の測定方法とは、例えば二酸化炭素排出量の測定、算出方法等が該当する。

このような環境報告書の作成開示基準は、事業者にとっては環境報告書を作成する際の基準、環境報告書の利害関係者にとっては環境報告書を理解するための基準、環境報告審査人にとっては環境報告書を審査する際の判断基準となるものであり、併せて審査の同質性の前提となるものでもある。

環境省では、環境保全への取組に係る事業者内部における評価・意思決定に資する情報を提供すること、利害関係者が、事業者の環境保全への取組を評価するにあたり、事業活動を適正に理解するための事業者との共通の情報基盤を提供すること等を目的として、環境パフォーマンス指標のあり方に関する検討を進めており、環境報告書作成開示基準を策定する際には、この検討結果（事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - ）が一つの基盤になると考えられる。

2．共通の基盤としての環境報告書審査基準

環境報告書審査基準は、環境報告書の作成者である事業者にとっては、審査を受ける際の基準、利害関係者にとっては審査の内容を理解するための基準、環境報告審査人にとっては環境報告書を審査する際の基準となるものである。

ここで正確性の「審査」とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することであり、作成開示基準準拠性の「審査」とは、環境報告書が環境報告書作成開示基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することを想定している。

このための環境報告書審査基準としては、環境報告審査人の要件等に関する一般基

⁶ 環境報告書ガイドライン 2000年度版については<http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/>を参照。

準、審査手続に関する実施基準、審査の結論の表明に関する報告基準の三つの基準が必要と考えられる。これらの基準案の具体的なイメージは別添 1 に示した。

(1) 一般基準案の主な項目

- ・ 環境報告書審査（仮称。以下同じ。）は、適切な専門的能力と実務経験を有する者が、環境報告書審査基準に準拠して行うこと。
- ・ 審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するものであること。
- ・ 環境報告審査人が行うべき審査の質の管理、審査人に関するその独立性、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。

(2) 実施基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠資料を入手しなければならないこと。
- ・ 環境報告審査人が行うべき環境報告書審査計画の策定、リスク評価、実施手続、記録の維持等に関すること。

(3) 報告基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査報告書（仮称。以下同じ。）において、実施した審査手続の概要並びに環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成開示基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならないこと。
- ・ 環境報告審査人が作成する審査報告書の記載事項に関すること。
- ・ 環境報告審査人が十分な審査が実施できない場合の審査結果報告に関すること。

3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等

「審査」タイプの環境報告書の第三者レビューを実施する環境報告審査人は、以下のような知識、及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験等が必要と考えられる。

環境報告書の記載事項に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

- ・ 環境報告書作成開示基準

- ・ GRI ガイドライン等の世界的な報告書作成開示指針とその動向(環境報告書が
発展途上である事情から)
事業経営に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力
と実務経験
- ・ 環境マネジメントシステム (環境情報システムを含む)
- ・ 事業経営及びガバナンス全般
- ・ 事業活動の業種、業態の特性
環境に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実
務経験
 - ・ 環境問題全般
 - ・ 環境関連規制等
 - ・ 環境保全活動の業種、業態の特性
監査に関する以下の知識及び能力
 - ・ 内部統制組織の理解
 - ・ 一定の根拠資料から結論を導くプロセスに対する理解

4 . 環境報告審査人の登録に対する考え方

環境報告審査人には、環境報告書の記載事項、環境問題全般等に関する知識及びこ
れらを理解するために必要な専門的能力と実務経験が必要であるが、このような環境
報告審査人に必要な要件を全て満たす既存の資格は存在しない。

現状の第三者レビューにおいては、適当な知識・能力を有している者を事業者が独
自に判断して契約しており、環境報告書に係る利害関係者は、環境報告書審査を実施
する主体の知識・能力に関する十分な情報や、結論の意味を適切に理解するための情
報等を入手することが困難である。このため、現状のままでは、結果的に環境報告書
審査の同質性が保てず、仕組み自体の信頼性が揺らぐおそれがある。

以上のことから、上述した要件を満たす者を環境報告審査人として選抜の上、新た
に民間非営利団体等において登録し、管理していくことが、有力な手法と考えられる。